

## 事業計画書

### 【注意事項】

1 部あたり 50 ページ程度を限度に作成してください。

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

「常に地域のために」を念頭に事業所内においては、それぞれの職員が専門性を発揮するとともに部門の垣根を超えた協働体制により事業に臨みます。また、地域の皆様と良好な関係を築くことにより、地域の強みやニーズ等の情報を共有しながら、より魅力的な地域となるように都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」に則り地域包括ケアシステム構築のための取組を進めていきます。

具体的な取組内容としては、次のとおりです。

- 1 「だれもが安心して暮らせるまち」を目指し、地域での見守りの在り方について、地域包括支援センターが行う地域ケア会議や生活支援体制整備事業で行う会議（協議体）等との連携を意識した取組を推進し、高齢者だけではなく、子どもや生活に不便を抱える方々を支える地域のネットワークを構築していきます。
- 2 障害のある方や、障害に関わる支援制度との狭間にいる方々に関する相談は多く寄せられています。その方たちの居場所が地域に少ないため、障害の種別に関わらず気軽に集い、交流を広げ、相互理解を育めるような集まりの場を提供していきます。更に関係機関等との横の繋がりを強化していくとともに、これまで縁の薄かった地域や団体とのつながりづくりに取り組んでいきます。
- 3 新栄地域ケアプラザは担当エリアの東の端に位置しており、新栄町以外の地区については、地域ケアプラザから遠く、交通アクセスも不便な状況です。このような地域状況であることから、職員が地域に出向くことを基本と考え、各地区の自治会町内会や老人会、高齢者向け住宅などあらゆる団体等と積極的に関係を築き、出張講座や出張相談等、情報提供等の機会の確保に取り組んでいきます。
- 4 誰でも気軽に足を運んでいただき、どんな些細なことでも気軽に相談していただける「身近な場所」であることを地域行事等、機会があるごとに広報します。また、来館者の不便解消のための対応策（メールやオンライン等を使用したデジタル化）を実施し、円滑な窓口対応の実現に向けて取り組みます。相談対応にあたっては、地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士 以下「地域包括支援センター職員」という。）がそれぞれの専門性を活かしながら、連携を図ることで迅速かつ的確・丁寧に対応していきます。
- 5 介護保険に関する最新情報はもちろん、地域のサークル活動やインフォーマルサービスの情報を収集し、高齢者だけではなく、子どもや生活に不便を抱える方々の地域の相談窓口とし

て、支援を必要とするすべての方に情報提供していきます。

- 6 都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」（基本理念：人と人との「であい ささえあい わ  
かちあい」）や地域包括ケアシステムの実現に向けて、区役所・都筑区社会福祉協議会・区内  
の地域ケアプラザが共通の認識を持って事業に取り組むとともに、区内の医療機関や各種専  
門機関、介護保険サービス提供事業者等とのネットワークづくりを進め、すべての人に必要  
なサービス等が届くよう、支援の輪を広げていきます。

以上の取組を推進することで、新栄地域ケアプラザが地域の皆様にとってなくてはならない「価  
値ある存在」として認めていただけるよう、誠心誠意取り組んでいきます。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題  
を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体  
等との連携方法を具体的に記載してください。

### 1 地域ケアプラザの周辺地域の状況

新栄地域ケアプラザの担当エリアは、丘陵地帯であり、起伏はなだらかですが高低差が大きい地  
域です。エリアには4つの連合自治会町内会があり、早渕川に沿った比較的土地の低いエリアから  
区役所方面に向かってなだらかな丘陵地となっている「勝田茅ヶ崎地区」とその先にある大規模マ  
ンション群で形成されている「茅ヶ崎南MGC R S地区」、また、早渕川から地域ケアプラザに向  
かい緩やかに登りつづける「新栄早渕地区」と地域ケアプラザから少し高い位置にある市営勝田住  
宅（勝田団地）の「かちだ地区」です。早渕川に沿ったエリアには農家・旧家が残っており、古く  
からお住まいの世帯が多く地縁関係が根強いエリアです。川から坂を上るにつれて、戸建てやマン  
ションが増えていきます。勝田団地以外は港北ニュータウンの造成後にできた建物が多く比較的  
新しい地域ですが、30年が経過し高齢化が進んでいる地区です。

交通面では、東部には第三京浜道路と新横浜から繋がる車両の行き来が激しい幹線道路があり、  
東部から西部にかけて横浜市営地下鉄が通っています。主たる交通手段は市営地下鉄と自家用車  
のため、エリア内で都筑区内を移動するバスの本数は比較的少ない状況です。

日常生活圏は地下鉄のセンター南駅と仲町台駅、東山田駅で、車道が整っているため、自家用車  
がある方や若い世代は生活圏が広く、センター北駅や新横浜駅周辺まで広がっています。しかし、  
高齢者の多い勝田団地は近隣の商店が閉店したため、徒歩で仲町台駅に向かうか、比較的バスの本  
数がある綱島駅まで買い物に出る必要があります。それも難しい方は近くのコンビニエンススト  
アに買い物に行っている状況であるため、生活支援体制整備事業の一環として、令和5年12月よ  
り株式会社ダイエーによる移動販売が勝田団地内計4カ所で導入され、一日あたり80名前後の住  
民が利用しています。区役所があるセンター南駅周辺は大型商業施設が多く、エリア内外を問わず  
若者を中心とした多くの人で賑わっています。

都筑区の平均年齢は43.8歳（令和6年1月1日現在）で、横浜市内で一番若い平均年齢の区と



なっています。当地域ケアプラザエリア内の居住者についても、15 歳未満の年少人口が高い水準を維持しており、センター南駅を中心とした駅周辺の新築マンションや早瀬の新興住宅エリアがとくに高くなっています。新しい地域がある一方、勝田団地では 65 歳以上の方が 1,245 人（令和 6 年 3 月地区概況シートより）であり、高齢化率は 64.91%となっています。また、センター南駅周辺の大型マンション群の高齢化率も上昇傾向にあります。その他、高齢者専用の大型住宅もあり、地域ケアプラザエリア内の高齢者割合を上げている要因となっています。

## **2 地域の魅力**

この地域の魅力は、昔ながらの付き合いがある人情味ゆたかな温かいまちであると同時に、大型マンションが多く商業施設等も充実しており、若い世代を中心に転入者も多く活気にあふれています。

古くからの寺社や歴史的な名所、緑豊かな公園や病院等も充実しており、暮らしやすい住環境となっています。

具体的な特徴としては、次のとおりです。

### **（１）緑の豊かなまち**

港北ニュータウンの街並みを考えるにあたり、最初に区域を一巡する緑道を設計し、その近くに住む人が緑道に安全にアクセスしやすい配置を定めるという手順でまちづくりが行われたということで、緑に囲まれたまちという印象がとても強く、新栄地域ケアプラザもせせらぎ公園の緑道に隣接しており、日々、四季の変化を感じられる環境となっています。

### **（２）絵になる街並みや充実した生活施設**

新栄地域ケアプラザの最寄り駅は仲町台駅となりますが、駅周辺はドラマなどの撮影場所にも使われる洒落た外観や内装の飲食店が多くあります。

また、センター南駅周辺は、大型商業施設や飲食店等が充実しており、平日でも賑わいを見せています。さらに都筑区役所もあり、利便性にも大変優れています。

### **（３）緑道や里山を活用した地域活動が充実**

街の中には複数の公園があります。都筑中央公園は、港北ニュータウン土地区画整理事業により誕生した、都筑区内最大の総合公園です。園内では、NPO 法人「都筑里山倶楽部」が炭焼き、里山づくりなどの催しを行っています。

茅ヶ崎公園の中にある自然生態園は、土曜、日曜、祝日に開園しており、様々なイベントも行われており、地域の方々の交流の場となっています。

新栄地域ケアプラザに隣接するせせらぎ公園は、「水と緑のまちづくり」という、港北ニュータウンの開発理念にもとづいて造られた、自然林に囲まれた公園です。公園の奥には古い民家が移築されています。

### **（４）地域ごとに特色あるお祭り**

様々な自治会町内会などで行われているお祭りや区民祭りも大変盛大です。

そして新栄地域ケアプラザで開催している地域ケアプラザ祭りについても、担当エリア内の4地区の皆様方にご協力いただき、様々な種類の屋台やゲームコーナーなどを出店していただいています。毎年大勢の方が足を運んでくださり、大変なにぎわいを見せています。

### **3 地域の課題**

- (1) 経済的に豊かな世帯が多い一方で、無職の子を扶養している世帯もあり 8050 問題が散見されます。
- (2) かちだ地区は高齢化率が高く、約半数が一人暮らしで、孤立化や閉じこもり等の課題があります。
- (3) 要援護者（高齢者・障害者）の見守りや顔の見える関係づくりを主軸とした健康づくりの機会や交流の場の確保が必要です。
- (4) マンション等を含め転出入が多く、自治会町内会未加入の住民がおり、一人暮らしや日中独居高齢者の把握が難しい環境です。
- (5) 認知症の相談件数も多く、認知症普及啓発も求められています。
- (6) ベテランの担い手や参加者がこれまで培ってきた、地域活動に関するスキルやノウハウなどを次世代の担い手に引き継いでいく必要があります。若い世代の人材の発掘が必要です。
- (7) 地震だけではなく、風水害等も含めた災害時における地域ケアプラザの役割について、整理が必要です。

### **4 具体的な取組**

#### **(1) 出張講座、出張相談の実施**

地域ケアプラザの立地や交通アクセスの状況から、地域の方々が地域ケアプラザを利用しにくい現状があるため、職員が地域に積極的に出向き、地域の中で高齢者、障害児や子育てのための事業等を行っています。今後もこれらの取組を継続し、これまで以上に「身近な相談者」の役割を果たしていきます。

#### **(2) 地域団体との連携**

ア 各地域の連合自治会町内会と連携し、地域の防災訓練や行事に継続的に参加することで、顔の見える関係づくりに取り組み、信頼関係の構築に努めていきます。また、自治会町内会未加入の住民に対しては、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携し、必要な方に必要な支援を届けられるよう事業展開を図っていきます。

広報については、地域行事等に積極的に出向き、人の集まる場所でのチラシ等の配布やインターネットでの情報提供を行うことで、若い世代から高齢の世代まで地域ケアプラザからの情報が届くよう努めていきます。地域ケアプラザまつりをはじめ、様々な世代や対象者に向けた行事を開催することで、地域住民と地域ケアプラザ、また地域住民同士のつながりができるように支援していきます。

イ 「地域支えあい連絡会」の事務局として、連合自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携を取りながら、地域での支えあいや要援護者への

支援が行き届く仕組みづくりに取り組んでいきます。

ウ 地域福祉の担い手については、地域ケアプラザの事業を通じてボランティア募集を呼びかけるとともに、長年培ってきた経験や技能、知識を生かして活動ができるシニア世代、とくに男性の地域での居場所づくり・活躍のきっかけづくりとなる“地域デビュー”を支援していきます。

エ 「かちだ地区おもいやりネットワーク」については、自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブなど、既存の組織とボランティア団体などが相互理解を図り、情報を共有することにより、勝田団地の一人暮らし高齢者 751 人(令和 5 年 3 月現在)が安心して暮らし続けることができる取組を継続していきます。

尚、区役所と生活援助員派遣事業に関する業務委託契約を締結し、見守り支援を行っています。

## **5 将来像（私たちが、「地域の皆様と目指していること」）**

### **（１）誰でも気軽に相談や利用できる施設となっている**

高齢者や子育て中のパパママ、子どもや障害者など誰でも気軽に相談や利用できる施設であることをたくさんの人に知ってもらうために、障害者支援機関（「くさぶえ」、「こころ野」等）や子育て支援の関係機関との関係づくり、地域ケアプラザから遠い地域には出前講座の開催や地域活動に参加して周知を行っています。引き続き積極的に地域に足を運び、幅広い世代に親しんで頂ける施設を目指していきます。

### **（２）地域のことをもっと深く知るために職員間の情報共有ができています**

地域のことをもっと深く知るためには、職員間の情報共有が何よりも大切です。地理や歴史などを含む「地域の特性」や、人口、高齢者数、要介護認定者数、高齢単身世帯数の「地域の定量的なデータ」など、地域課題の把握に必要な基礎情報を、地区別に十分に把握し、それらの情報を法人独自の地域アセスメントシートに落とし込み、事業を展開しています。今後も、地域にとって必要な取組が行えるよう検討を重ねていきます。

### **（３）地域ケアプラザだけではなく関係する機関や専門職と協働して地域支援を行っている**

地域の情報やニーズを地域ケアプラザ内や関係する機関・専門職と共有し、地域支援方針や地域支援計画を定め、役割分担しながら取り組んできました。とくに第 4 期地域福祉保健計画の振り返りや第 5 期計画策定も踏まえて、地域懇談会や支えあい連絡会などに積極的に足を運び、地域の方々と一緒に「我が事」として取り組んでいます。今後も地域の方々との協働体制のもと、都筑区地域福祉保健計画や地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでいきます。

### **（４）たくさんの方が地域への興味や関心を持つようになる**

福祉・保健に関心がない人も含めたすべての住民が、地域への関心を深め、行動することができるよう、地域特性・地域課題を考慮し、工夫をした働きかけ等を行うことで多くの方との関係性を築いてきました。

例えば、かちだ地区で行われている買い物ボランティアの活動が、一部のボランティアの負

担で行われているという課題に対しては、新たにメンバーを募集するための支援を行いました。今後も地域の自主性を損なわないよう活動内容に対しての助言を行いながら取り組んでいきます。

#### (5) 地域の方々と情報共有して事業展開ができています

地域で活動を行う個人の方や自治会町内会などの組織、ボランティア団体等と日頃から顔の見える関係を築くことで必要な情報や各々が抱える問題・課題等を互いに円滑に共有することができます。そのために、地域ケアプラザの職員がいつどここの地域活動に参加するかを調整し合い、地域の様々な場所に足を運んでいます。

地域の方から得た情報を6職種（地域包括支援センター職員、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、所長。以下「6職種」という。）で共有のうえ、地域支援検討の場を設け、共通認識を持って事業展開を行います。

#### (6) いつまでも元気に地域で暮らし続けることができるよう支援の輪が広がっている

例えば認知症になっても地域で元気に暮らし続けていくためにはどうすればいいか？そういった個別の課題を地域住民、民生委員・児童委員、介護保険サービス事業者、民間企業、薬局、医療機関等、様々な立場の方々にご参加いただいて地域ケア会議を開催し、課題の共有と活発な意見交換を行ってきました。また、地域ケア会議内での検討をきっかけに、地域ケアプラザから遠方の地区において出張相談所の立ち上げに繋がりました。今後はさらに、地域の実情に沿った事業を展開できるよう努めていきます。

##### 「わたしたちの心構え」

- 1 地域に出向き地域を知る！！  
顔の見える関係づくりに積極的に取り組みます
- 2 チーム新栄！！  
ひとつになってチームで課題に取り組みます
- 3 いつでもどうぞ！！  
誰でも何でもお気軽にご相談ください
- 4 全員の力を合わせ、課題解決に努めます



#### (3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

##### 1 地域団体との連携

- (1) 各地区の連合自治会町内会の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換を行いながら各地域の情報を共有します。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っていきます。



(2) 民生委員・児童委員との連携を密にして、支援が必要な方や、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有を図り、連携して対応していきます。

(3) 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化していきます。要援護者の支援に関しても検討を進めていきます。

## **2 行政との連携**

区役所高齢・障害支援課と地域包括支援センターで、月に一度カンファレンスの場を設け、地域の高齢者に関する情報共有を行い、課題があった場合に解決に向けての役割分担を明確に協働して取り組んでいきます。

## **3 都筑区社会福祉協議会との連携**

(1) 地域福祉保健計画や生活支援体制整備事業等の推進を柱として、地区社会福祉協議会や地域の福祉保健活動等に対する支援について協働体制で取り組んでいきます。

(2) ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協働体制で取り組んでいきます。

(3) 「あんしんセンター」と連携のうえ、個別の権利擁護支援に取り組んでいきます。

## **4 医療関係者との連携**

(1) 施設協力医の来所時には、地域住民を対象とした健康相談の実施、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど、必要な情報交換を行い、より質の高いサービス提供に活かしていきます。また、施設協力医の協力を得て、多職種での情報共有・意見交換を行う場づくりを進めていきます。

(2) 担当地域の医療機関や訪問看護、薬局等と地域ケア会議等の機会を通じて、医療関係者とより良い関係を構築し、信頼を高めていきます。

(3) 地域の急性期病院との連携を図り、区内の地域包括支援センターと都筑区在宅医療相談室の協力のもと情報交換会を行うなど、協働体制で取り組んでいきます。また、「ケアマネジャーと病院の連携シート」を毎年更新し配布していますが、入退院時などの連携ツールとして活用を図っていきます。

## **5 他機関との連携**

(1) 都筑区医師会多職種連携協議会主催の事例検討会や研修会に積極的に参加して、多職種との情報の共有を引き続き図っていきます。

(2) 地域の障害者支援機関や団体等と権利擁護や精神保健福祉に関する講座等を共催することで、連携を強化し、支援の充実、地域での理解啓発に努めていきます。

(3) 地域ケア会議を実施し、多くの専門職とともに地域における課題を整理し、解決方法を検討し地域にフィードバックしていきます。また、各関係機関の連携支援に取り組んでいきます。

(4) 学校、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有、事業、福祉教育などを通して、連携を深めます。

## 6 他地域ケアプラザとの連携

区内の各種連絡会、および法人内の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取組を行えるように努めていきます。また、区内の地域ケアプラザと共同で事業を実施し、地域福祉保健計画の推進に努めます。

### (4) 合築施設との連携について \* 葛が谷地域ケアプラザ、中川地域ケアプラザのみ記載

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

#### <基本理念>

##### 基本理念 1

#### お客さまの満足

- ・ 「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- ・ 日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

##### 基本理念 2

#### 人を大切にし 共に育ちあう協会風土

- ・ 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。
- ・ 職員が誇りと生きがいを感じることが出来る協会を目指します。

##### 基本理念 3

#### 公正で透明感のある協会倫理

- ・ 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- ・ 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右記の約束(エンゲージメント)について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画（令和2年度～6年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、現在次期中期経営計画（令和7年度～11年度）を策定中です。

#### <エンゲージメント>

令和5年4月1日

### 協会の理念と私たちの約束

#### お客さまの満足

- お客さまのお話はしっかりと聴き、そのお気持ちと願いを受けとめて行動します
- 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束は守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

#### 人を大切にし共に育ちあう協会風土

- 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

#### 公正で透明感のある協会倫理

- 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- 苦情・ご意見は宝物。速やかに対応し、明日の改善に生かします

社会福祉法人横浜福祉サービス協会

## ＜基本方針＞

(1) 基本理念に基づいたお客さま一人ひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。

(2) 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。

### ＜事業所＞

- ① 地域ケアプラザ (■) 21 館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32 事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21 事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (◐) 5 施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (♥) 13 事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1 事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (♠) 1 事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (✿) 1 事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1 事業所
- ⑩ 本部 (★)

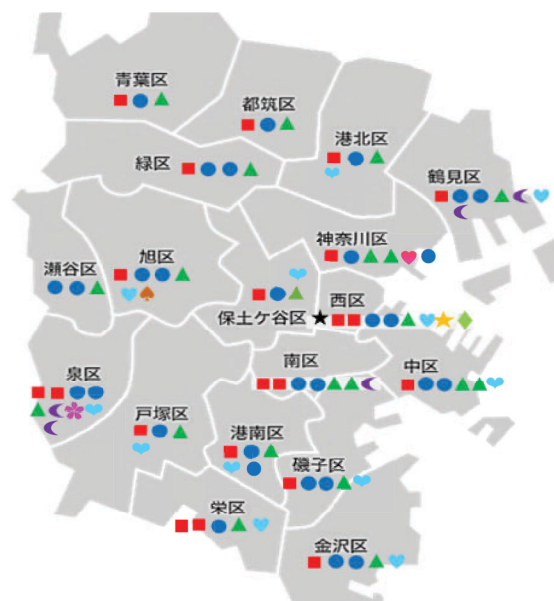
※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護 19 事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所 (21 事業所) と老人ホーム (2 事業所) を除く

(3) 徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。

(4) 職員の心身の健康増進に努めます。平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、令和 6 年 4 月より「横浜健康経営認証クラス A A」の承認を受けました。

(5) 理事会を中心としたガバナンスを基に**健全で安定した経営**を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



## ＜業務実績＞

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人として設立され、平成 9 年 1 月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和 6 年 12 月には設立から 40 周年を迎えました。これまで 40 年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

### ＜社会貢献事業＞

(1) 横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。



介護技術動画の公開 (法人サイトより)

(2) 小中学校等への職業講話などの出前講座や職

業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づ



くに貢献しています。

### ＜DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進＞

令和6年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

### 1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別を実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

### 2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

### 3 財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れています。が、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

### 4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

##### 1 人員配置

約 4,000 人の職員と 60 の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めていきます。

##### 2 勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

##### 3 必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に際しては、協会の充実した人事給与・福利厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。



プリセプター制度

#### (1) 新規採用

ア オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止

イ 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化

ウ 法人ホームページの採用サイトの情報充実

エ 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保

オ 管理職経験のあるキャリアの採用

カ 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキ

ルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



ノーリフティングケア研修

#### (2) 必要な有資格者の確保と離職防止

ア 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助

イ プリセプターやメンターによる支援

- ウ キャリアアップを意識した人事異動
  - エ 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度
  - オ 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善
- (3) 管理職の確保
- ア キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成
  - イ 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成
  - ウ 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度
  - エ 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）
  - オ 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。



研修センター主催研修

### <研修センター主催研修実績>

|      | 令和5年度 |       | 令和4年度 |       |
|------|-------|-------|-------|-------|
|      | 回数    | 受講者数  | 回数    | 受講者数  |
| 階層別  | 43    | 840   | 39    | 627   |
| 課題別  | 21    | 540   | 19    | 362   |
| 職種別  | 68    | 881   | 70    | 860   |
| 資格取得 | 15    | 431   | 19    | 449   |
| 合計   | 147   | 2,692 | 147   | 2,298 |

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に開催し、業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

#### **4 施設の管理運営**

##### **(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について**

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図っています。

##### **1 保守点検**

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行っています。

##### **2 施設清掃・整頓**

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮しています。

##### **3 衛生管理**

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行っています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。

更に感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

##### **4 緑化の管理**

地域のボランティアの方が花壇等の管理を担ってくださっています。

また、施設の植栽管理については、専門業者に委託し、定期的な剪定を実施しています。

##### **5 改善・改修**

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心し



て、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物の老朽化に伴う改修については、状況を確認しながら計画的に区と協議を行い適切に対応していきます。

## **6 ウェブアクセシビリティ方針について**

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

## **(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について**

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。  
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期します。

### **1 事故防止・防犯防災体制**

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

### **2 事故・急病への対応**

#### **(1) 日常点検と対応準備**

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

#### **(2) 再発防止のための対策**

ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。

イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。

ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。

エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。

オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

### (3) 災害等に対する取組について

#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

#### 災害時の対応

##### 1 マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施しています。

その他、年1回、管理職を対象に徒歩参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。

##### 2 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

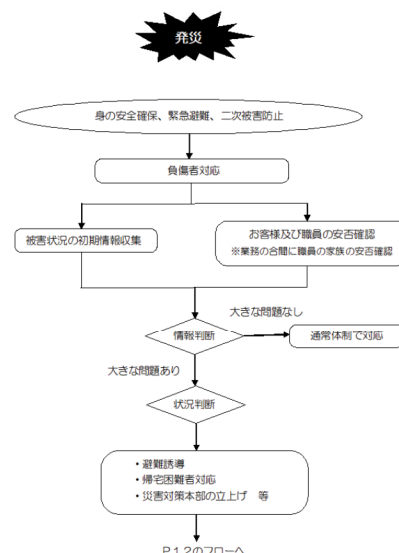
##### 3 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えていきます。

#### 3. 災害が発生したら…

##### (1) 緊急時の対応フロー



「緊急時の対応フロー」事業継続計画より

## イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

### 1 災害への備え

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、当法人の全事業所で「事業継続計画（ＢＣＰ）」を整備しています。

具体的には、震度５強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。「安否確認メール」については、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保します。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行っています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

### 2 感染症の発生・まん延への備え

感染症の発生・まん延に備えて、法人の全事業所で「事業継続計画（ＢＣＰ）」を策定しています。事業継続計画に則り、感染症の発生・まん延時には、法人全体で状況を把握し、法人で迅速に統一して対応していきます。

事業所における対策として、検討委員会を開催し研修及び訓練を定期的に行います。また、感染症の発生及びまん延時には、区役所と連携を取りながら適切に対応していきます。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

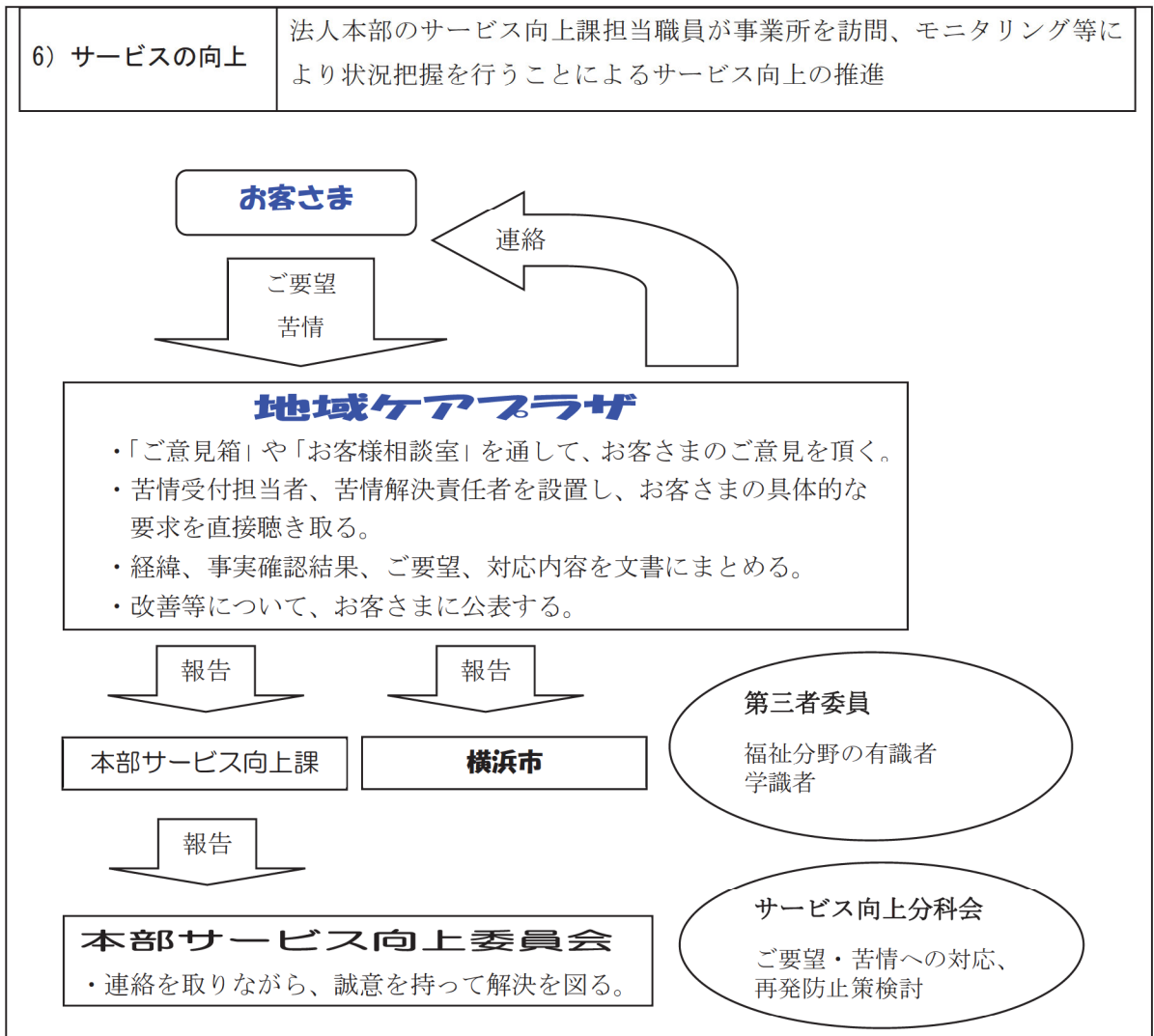
| <u>コンプライアンスの徹底</u>  |                                                                                             |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 地域特性に合わせたコーディネート | アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施 |
| 2) 運営基準の遵守          | ア 法人内で概ね毎年10カ所程度「定期的に内部監査」を実施<br>イ 監査法人による会計監査の実施                                           |
| 3) コンプライアンス推進課の設置   | 法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上                                               |
| 4) 公正中立             | ア お客さまのご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的に実施し事業所の特色を把握<br>イ 事業所選定に偏りが出ないように管理  |

#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

|                                                                                  |                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。 |                                                                                                              |
| 1) 要望・苦情への対応                                                                     | ア 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置<br>イ お客さまからのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応 |
| 2) 第三者委員会                                                                        | 公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備                                                               |
| 3) ご意見箱                                                                          | ア いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置<br>イ 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止                            |
| 4) アンケート                                                                         | 事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施                                                                      |
| 5) お客さま相談室                                                                       | ア お客さまからのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置<br>イ 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へ繋げる取組に展開                            |





## (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

### 1 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

|                            |                                                                                      |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1) 個人情報保護<br/>規程の策定</b> | ア 「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規程」を策定<br>イ 各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化 |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2) 研修      | <p>ア 全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出</p> <p>イ 法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施</p> <p>ウ 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うよう周知・徹底</p>                                                                                                                    |
| 3) 個人情報の取扱 | <p>ア 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管</p> <p>イ 業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理</p> <p>ウ 郵便物の発送やFAX送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェックした後、記録を行う</p> <p>エ 注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底</p> <p>オ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載</p> <p>カ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化</p> |

## 2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

|                 |                                                                                                                                                                  |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 情報公開規程の策定と実施 | <p>ア 「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」を策定</p> <p>イ 積極的な情報開示<br/>情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示</p>                                                      |
| 2) 情報提供         | <p>ア 法人ホームページによる情報提供<br/>法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。</p> <p>イ 横浜市ホームページによる情報提供<br/>市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載</p> |

## 3 人権尊重への取組

当法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

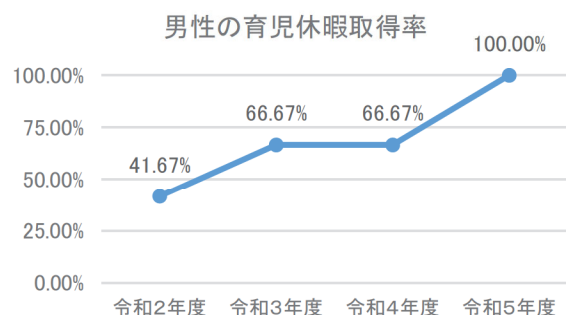
|    |                                                         |
|----|---------------------------------------------------------|
| 研修 | 全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底 |
|----|---------------------------------------------------------|

## (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。</p> <p><b>1 横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進</b></p> <p>省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、当法人としてDXを推進しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。</p> <p>その他、外出・訪問用には各事業所に導入している電動アシスト付自転車を活用するなど省エネ行動に努め、CO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献しています。</p> <p><b>2 省エネルギー対策</b></p> <p>電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。</p> <p><b>3 目標管理</b></p> <p>省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。</p> <p><b>4 市内中小企業優先発注</b></p> <p>工事や備品等の発注に関しては、横浜市内中小企業振興基本条例に基づいて執行します。</p> <p><b>5 環境への配慮</b></p> <p>(1) 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。</p> <p>(2) 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。</p> <p><b>6 男女共同参画推進</b></p> <p>働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、男性も含め対象者全員が育児休暇を取得しています。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人です。



## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

#### 1 施設稼働率向上のための対策・効率的な施設貸出の方法

貸館利用率向上への取組として、貸室利用団体の皆様が貸室の空き情報を把握できるようホームページへの掲載や情報ラウンジに掲示の他、窓口や電話対応にてスムーズな予約に繋がるよう努めていきます。また、効率的な施設の貸出が行えるよう、貸室利用団体の活動日と地域ケアプラザ事業が重なることがないように柔軟な調整を行っています。同様に貸室利用団体同士においても活動日が重複した場合は、適宜調整を行い、少しでも多くの方にご利用いただけるよう努めます。

#### 2 有益な情報提供の方法

ホームページや広報紙・チラシを活用して情報提供を行っていきます。

##### (1) ホームページ

各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫していきます。

##### (2) 広報紙やチラシの活用

担当エリアの民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会等でのご説明やご案内をさせていただき、各事業のチラシや広報紙（年6回発行）を自治会町内会で配布、回覧をしていただくことで、周知を図っていきます。

地域ケアプラザの情報コーナーに、今後の事業についてのチラシを配架するとともに、館内の目に付くところに掲示して、関心を引いてもらえるように工夫していきます。

##### (3) イベントを利用した情報提供

各自治会町内会等のお祭りや区民まつりをはじめ、地域の防災訓練や地域ケアプラザまつり等の参加者の多い大きなイベント実施の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも、周知や情報提供を行っていきます。



#### (4) よこはまウォーキングポイントのリーダー設置

リーダーを設置したことで、これまで地域ケアプラザについてご存じなかった地域の方が立ち寄ってくださることとなり、施設の周知にも役立っています。また、積極的に声を掛け、事業の案内も行っていきます。

#### イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- 1 高齢者だけでなく、子育て中のパパママ、子どもや障害者などどなたでも気軽に相談や利用ができる施設であることをたくさんの人に知ってもらうために「都筑区基幹相談支援センター くさぶえ」や「都筑区生活支援センター こころ野」等、障害者支援機関や子育て支援の関係機関との関係づくりを行っています。地域ケアプラザから遠い地域には出張相談や出張講座等を開催する他、地域活動に参加する中で相談窓口の周知を行っています。今後も積極的に地域へ出向き、相談啓発や課題解決を行っています。
- 2 相談にあたっては、お一人おひとりに真摯に向き合い、地域包括支援センター職員がそれぞれの専門性を発揮するとともに、他機関とも連携を図ることで迅速かつ的確に対応していきます。
- 3 介護保険制度や介護や福祉に関する各種サービス等の最新情報はもちろん、地域のボランティア団体やサークル団体等、様々なインフォーマルサービス等の情報を収集し、必要な方に必要な情報が届けられるよう取り組みます。
- 4 行政や介護保険サービス事業所、医療機関、障害者支援機関等、各種専門機関と連携し、情報共有を行うとともに適切な窓口につなげられるよう取り組みます。
- 5 相談受付の際、地域ケアプラザから距離があり来館しにくい地域の方々に対しては、必要に応じて訪問対応を行っています。どなたでも気軽にご相談頂けるよう、地域行事等に参加の際に情報発信を行い、周知していきます。また、出張相談を実施し、より身近な場所での相談機会を提供していきます。

#### ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

##### 1 各部門での連携

6 職種は月に 1 回、6 職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行います。

また、6 職種会議については、平成 31 年 1 月より受託した生活援助員派遣事業（勝田団地担当）の職員も参加し、協働体制を図ります。

毎月定例の 6 職種会議とは別に法人独自の地域アセスメントシートを用いて行う「地域ケ

アブラザ地域支援会議」を地区ごとに順番に開催し、地区ごとの特性について理解を深めるとともに、6職種が共通認識のうえ、意見交換の機会とすることで、それぞれの事業展開や次年度の事業計画につなげていきます。

地域ケアプラザ全体としては、「チーム新栄」を掲げ、通所介護や居宅介護支援の職員とも職員全体会議を中心に情報共有を図り、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っていきます。

## **2 関連施設との連携、情報共有**

- (1) 共催事業の実施や自主事業の講師選定等について他の地域ケアプラザや地区センター、区民活動支援センターなどと情報交換を行う等、連携して取り組んでいきます。
- (2) 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して広報に努めます。
- (3) ネットワーク会議や地域福祉保健計画推進会議などを通して、情報共有・交換を行い、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。
- (4) 地域子育て支援拠点、学校、保育園と福祉教育や交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めていきます。

## **3 LSA 事業について**

- (1) 勝田団地に居住している方の生活全般の相談支援、高齢者・障害者・引き籠り・困窮者などの相談に対して、必要な事業及び支援制度への橋渡し役として支援を実施します。
- (2) 勝田団地の集会所にて週1回の出張相談の開催、地域住民主催のサロンへの参加を通して、地域住民と連携を図ります。また、必要に応じて包括支援センターの職員へ情報共有を図ります。
- (3) 定期的に区高齢・障害支援課とカンファレンスを実施し、個別ケースの情報を共有していきます。

## **エ 地域福祉保健のネットワークの構築について**

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 自治会町内会や民生委員・児童委員、シニアクラブ、子育て支援団体などの定例会に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っていきます。
- 2 「かちだ地区おもしろネットワーク」の事務局として、地域とともに事業や行事の企画を行います。  
また、高齢者対象の「サロンひだまり」や「災害時安否確認訓練」には定期的に参加して、地域状況や課題の把握に努めるとともに、定例会などを通じて課題解決に向けた取組を話し合い、検討を重ねながら活動を継続するための支援に取り組めます。

- 3 勝田茅ヶ崎地区の支えあい連絡会の事務局として都筑区社会福祉協議会・区役所と連携・情報共有しながら、「地域での支えあい」の芽が育つように支援していきます。
- 地区の最東と最西の自治会町内会では、横浜市営地下鉄の最寄り駅も変わるなど東西に広がり特色も違う地域であるため、連合自治会町内会の活動へ参加するだけでなく、自治会町内会ごとの関係性作りを目指していきます。
- コンフォールセンター南集会所で行われる「勝田茅ヶ崎わいわいサロン」については、勝田茅ヶ崎地区社会福祉協議会と連携し継続して支援していきます。
- 4 茅ヶ崎南MGCRS地区では、連合自治会町内会の理事会メンバーとして、定例会に毎月参加しています。定例会で話された地域課題を地域ケアプラザ内で共有するとともに、地域で行う事業についても協力していきます。地域ケア会議での検討をもとに出張相談を実施し、地域ケアプラザから遠い地区とのさらなる連携を深めていきます。地区社会福祉協議会と連携して実施している「茅ヶ崎南MGCRS子育てサロン」や高齢者対象の「おしゃべりサロン」においては、地域住民や地域の担い手と協力し、運営を支援するとともに、活動を通じて地域情報の把握に努めていきます。
- 5 新栄早渕地区の支えあい連絡会の事務局として、地区社会福祉協議会および連合自治会町内会と連携し、要援護者支援について継続的に支援・検討していきます。その一環として、地区社会福祉協議会が主催する事業を支援することで、地域の高齢者や子育て世代の居場所づくりを支援していきます。
- 6 近隣の学校関係との連携については、勝田小学校では小学生ボランティアのコーディネート、早渕中学校（特別支援学級も含め）や新栄高校とは地域ケアプラザまつりやデイサービスでの発表など、様々な機会を通じて連携を図っていきます。また、みどり養護学校新栄分教室とは、受付前のラウンジ空間での作品展示など、学生が発表する機会の提供などを通して継続的に受入をしています。
- 7 子育てネットワークについては、新栄早渕地区で開催し、長子妊娠中の両親への支援、乳幼児の子育て支援、児童養育の支援などを行います。地域の各団体や保育園、小学校等と連携し、切れ目のない子育て支援ができるよう、ネットワークを構築します。
- 8 障害者のネットワークについては、「てつなぎつづき」と連携していきます。地域作業所の製品を地域ケアプラザ来館者に知ってもらうきっかけづくりとして、施設内で販売をすることで、地域住民に障害への理解と作業所の活動の周知を行っていきます。また、「都筑区基幹相談支援センター くさぶえ」と共催で親なき後に備える講座を実施、「都筑区生活支援センター こころ野」とは、定期相談会や精神保健相談講座を実施する等、連携に努めています。今後も連携を強化し、個別支援の対応に活かしていきます。
- 9 エリア内のケアマネジャーや介護保険サービス事業者の情報交換会を開催し、参加者同士はもちろんのこと、参加者と地域の関係団体との連携強化を支援していきます。
- また、協力医との協働で医療・福祉関係者間がつながる機会として「しんちゃんの手」を開催し、医療と福祉関係者の顔の見える関係づくりから連携強化にも努めていきます。

## オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 1 都筑区の運営方針である、『「つながり」「活力と魅力」「安心」を実感できるまち、ふるさと都筑』を念頭に置いて、地域福祉推進の役割を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員・児童委員をはじめ、関係機関や支援団体等、地域で活動する様々なグループと連携を図り、地域福祉保健計画や地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでいきます。
- 2 区役所や区社会福祉協議会との協議により、第5期区福祉保健計画の各地区別計画策定に向けた取組に参画し、都筑区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有をしていきます。
- 3 地区別計画では地区支援チームの一員として参画し、連携を図りながら課題解決に向けた取組や、地区別計画推進の委託業務や地区別計画策定委員会へ事務局として参加し、地域に向けた活動を行っていきます。

## カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

担当エリアである4地区内それぞれの連合自治会町内会での地域懇談会開催と、各連合自治会町内会や地区社会福祉協議会の定例会等に参加し、第3期地域福祉保健計画の振り返り、第4期地域福祉保健計画策定に取り組むことができました。また、館内に地区別にラックを設置し、地区別計画の冊子を配架し、引き続き地域住民に対しての周知を図っていきます。

地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進については、各地区のキーパーソンの方々と連携を図るとともに、地区支援チームとして区役所や都筑区社会福祉協議会と共通認識のもと地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援していきます。

## (2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

### ア 自主企画事業について

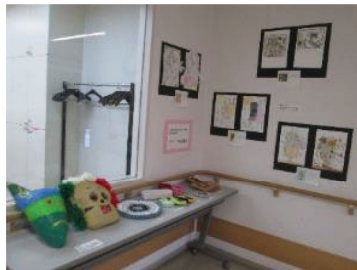
高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者、障害者、子育てに関する支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開していきます。なお、実施にあたっては地域グループなどの協力を積極的に呼びかけていきます。
- 2 地域ニーズを反映した、地域の声から生まれた企画を事業化を図っていきます。  
勝田茅ヶ崎エリアと茅ヶ崎南MGCRSエリアは地域ケアプラザから遠く、支援が届きにくいエリアでもあります。そのため地域で開催される子育てサロンへ地域ケアプラザの職員が



出向いて後方支援を行っていきます。

- 3 参加者の方々に対し事業開催時にそれぞれの事業の目的やねらいをお伝えしたうえで、地域ケアプラザの役割等を明示・周知して、活動の自主化推進と福祉保健の推進につながる事業を展開していきます。
- 4 ボランティアや参加者とともに企画、運営できる事業を充実させ、参加するボランティアの拡充を図っていきます。
- 5 自主事業を通して捉えた地域の課題は、自治会町内会、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の諸機関や学校等の関係機関、および地域包括支援センターと共有し解決に向けて協働していきます。
- 6 平成 31 年 1 月より再開となった「茅ヶ崎南MGCRS子育てサロン」を地域ケアプラザは後方支援を行っています。また毎年行われている「クリスマス会」にも引き続き参加し、アドバイスと共にチラシの作成や印刷などの後方支援を行っていきます。
- 7 夏休み期間中に小学生を対象に開催している「絵手紙講座」では貸室団体のメンバーの方に講師になっていただく等、活動の場を提供します。また、高齢者自主事業の中で、近隣の小学校(2校)と連携し多世代交流の場づくりに努めます。2つの取組は多世代交流となるため、引き続き実施するとともに、さらに多くの児童に参加してもらえるよう機会があるごとに呼びかけていきます。
- 8 担当エリア内には小学校3校・中学校2校があり、どの学校にも個別支援学級の生徒が在籍し、近隣の新栄高校にはみどり支援学校分校があります。みどり支援学校には、年に2回地域ケアプラザ広報誌「せせらぎ便」の折り・封入作業の依頼や、作品展示の場の提供をしています。(去年は生活支援センター「こころ野」にも作品展示の場を提供)。また、都筑区障害者事業所ネットワーク「てつなぎつづき」と連携し、障害者の社会参加促進と自主製品の売り上げ促進等のため、地域ケアプラザのショーケース貸出を継続して行っていきます。



(左) 作品展示の場の提供  
(右) ショーケースの貸出

- 9 地域ケアプラザ祭りでは早渕中学校吹奏楽部によるオープニングの演奏や、地域作業所による自主製品の販売、エンディングには、つづき活動ホーム「くさぶえ」による、くさぶえ太鼓を披露していただいています。  
今後も各学校や事業所と連携を図っていきます。

## イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域の多くの皆様にご利用いただくために、広報紙や地域の会合で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行っていきます。

### 1 施設の利用率向上の対策

#### (1) 施設の積極的紹介

- ア 各自治会町内会の防災訓練等、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々に施設紹介を行っていきます。
- イ 高齢者、障害者、子育て世代など幅広い層に地域ケアプラザを知っていただくため、地域から求められる講座や事業を開催することで、これまで縁の薄かった多くの地域住民が地域ケアプラザに足を運ぶきっかけとなるよう様々な企画の講座等を開催していきます。また、地域ケアプラザを会場として開催するだけでなく、例えば地域の子育てサロンなどの場に出向いてのミニ講座の開催など、地域のニーズに合わせて柔軟に対応していきます。
- ウ 利用率が低い時間帯に、両親教室（祝日）・メンズライフ講座（平日夜間）を計画するなど活用していただけるよう工夫していきます。
- エ 広報紙「せせらぎ便」に貸室利用の案内を掲載しています。当地域ケアプラザの貸館の利用登録団体は55ありますが、貸室の利用状況を広報紙に掲載することで、活動状況と貸室の空き状況を同時に伝えることができおり、引き続き行っていきます。

#### (2) イベント開催

- ア 地域ケアプラザまつり（11月第3日曜日）等、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的行っていきます。
- イ 地域住民、都筑区社会福祉協議会、障害者施設等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供していきます。

### 2 効率的な施設貸出の方法

- (1) 当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を貸し出しています。また、貸室の希望が重なった際などは参加人数規模に応じた会場の差し替え、他の時間帯をご案内するなどの調整を行い、少しでも多くの方に利用頂けるよう工夫します。
- (2) 広報紙「せせらぎ便」の紙面と館内掲示により、貸室利用団体の利用状況を記したカレンダーでお知らせしています。また、空室情報を館内に掲示することで、貸室利用団体に利用を勧めるなどして、空室の活用を促していきます。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

### 1 ボランティア育成についての考え方

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。

そこで、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や活動しやすい環境を整備するなど、今後増加が見込まれる団塊世代の方々が活動しやすいような取組を行っていきます。

### 2 ボランティア育成の取組

当施設のボランティアの活動は、植木の管理、自主事業での準備・片付けなど多岐にわたっています。また、比較的近隣の方が活動されています。「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉に、ボランティアが活動しやすいよう、また、ボランティアに興味を持ってくれる方が増えるよう取り組んでいきます。

#### (1) 育成体制

ア ボランティア活動に関しての相談、情報提供を一元的に行う地域活動交流担当については、地域ケアプラザでの実務経験と福祉介護に関する幅広い知識やノウハウを持つ職員を配置します。

イ 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供し、「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげていきます。また、地域での活動の場については、都筑区社会福祉協議会とも連携しながら、コーディネートを行います。

ウ 今後もボランティアがより安心して活動できるように専門知識・介護技術などの研修・講座を定期的で開催し、後方支援をしていきます。

エ 貸館利用団体がボランティア活動へと転換できるように、デイサービスでの演技演奏や個別レクリエーションの講師、雑巾づくりや施設内の美化活動等への働きかけを行っていきます。

#### (2) 活動環境整備

ア ボランティア交流会を実施し、日頃の活動に関しての感謝と労いを伝え、情報交換を通じて他の活動の理解を深めることで、ボランティア相互のつながりを強め、活動の刺激となるよう交流を深めていきます。

イ 貸館利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供しています。地域ケアプラザの自主事業でのお手伝いなど、連携を図りながら、活動の奨励を進めていきます。

ウ よこはまシニアボランティアポイント事業への参加と受付を行い、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう情報提供や働きかけをし、活動開始のきっかけ作りを

支援しています。また、継続的にボランティア活動ができるよう当施設で開催している「よこはまボランティアポイント研修会」を行っていきます。

### (3) 広報活動

- ア 地域の行事等を利用してのアンケート調査や広報紙等での広報活動の他、小中高生のボランティアを積極的に受け入れ、児童・生徒の頃からボランティア活動に親しむよう働きかけます。
- イ 当地域ケアプラザのボランティア活動を、都筑区社会福祉協議会、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などをはじめ地域の方々に広く周知していきます。

### (4) 研修等の実施

- ア 多くの方にいろいろな立場でボランティア活動に参加していただけるよう、支援します。地域で様々な特技やノウハウを持っている方を、講師として活動につなげるよう働きかけていきます。
- イ 男性を地域活動につなげるためにメンズライフ講座など男性が参加しやすい講座等を開催し、男性の地域デビューの支援を行っていきます。

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

### 1 情報収集

- (1) 各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めます。それぞれが収集した地域情報は、当法人で作成した地域アセスメントシートに落とし込み、所内会議や6職種会議、区役所との連絡会等で共有します。
- (2) 各職種が連絡会や研修会等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努め、地域における支援に活かします。
- (3) 地域で開催されている会合やサロン、自治会町内会等各団体の催しに積極的に参加することで、地域の方の声を直接聞いて情報収集に努めます。

### 2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザを利用されている貸館利用登録団体の活動状況や福祉保健に関するさまざまな事業に関する情報を地域ケアプラザの入り口にポスターを掲示し、来館者の目に付くようにしていきます。また、貸館利用団体の参加者募集のコーナーを設け、来館者がいつでも見られるようにし、来館されない方についても事業を実施するごとにホームページを更新し、最新の情報提供を行っていきます。
- (2) 地域の方に向けた広報紙を2カ月に1度作成し、事業やボランティア団体に関する情報



提供を行っていきます。広報紙「せせらぎ便」は、エリア内連合自治会町内会に加入している自治会町内会すべてに回覧の他、自治会町内会未加入マンションへ配布や掲示、近隣のコンビニ、郵便局や銀行、薬局、幅広い年齢層の方が利用する福祉拠点に配架依頼の働きかけを行っていきます。

(3) ホームページを随時更新し、若い世代の方や、多忙な方などにも活用していただけるよう工夫し、多くの方に情報を提供していきます。

(4) 広報紙「せせらぎ便」に自主事業の紹介や貸室利用団体の利用状況カレンダーを掲載していきます。

(5) 地域における社会資源については、インフォーマルリストの代わりとしてインターネット上の「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」を活用し地域活動情報を更新し、最新の情報提供に努めます。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 関係団体、自主サークル等からの情報、地域住民との会話や、要支援者のサービス利用状況等から地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かします。  
一例として、令和5年度には、地域のサロンや会議、定例会に参加し、地域住民だけではなく民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会員、ケアマネジャーなどの支援者の方々との会話から買物困難者が増えてきているとの生活課題を早期に把握することができ、かちだ地区、新栄早渕地区、茅ヶ崎南MGCRS地区の3地区にて、移動販売の導入支援へとつなげていきます。更に移動販売の場を、地域活動者や支援者側が関わりを持つことが少ない、地域活動には参加されない住民との交流の場とすることで、新たな生活課題の把握、ニーズの発掘へと繋げていきます。
- 2 6職種会議や所内会議等の機会を通じて、地域にお住まいの高齢者の個別ニーズ等について、情報収集と課題の分析を行い、事業展開に活かしています。  
会議の中で、茅ヶ崎南MGCRS地区は新栄地域ケアプラザから徒歩40分ほどの距離があり、地域ケアプラザ自体に馴染みが薄く相談も来にくいとの課題が出た際には、包括支援センターだけではなく、地区社会福祉協議会と連携して、地区内のマンションの集会所を利用した出張相談所の開設へとつなげています。引き続き他地区でも展開していきます。
- 3 各町別の地域アセスメントシートを作成し、それぞれの町の特性や高齢者の個別ニーズを把握した上で目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組むとともに、地域の会合や居宅介護支援事業所との交流の機会を通じて、必要な情報発信に努め、生活支援サービス等の拡大につなげます。

## イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- 1 地区センター等の地域の活動拠点とも連携し、地域における住民主体の活動について情報収集を行います。仲町台地区センターとの連携事業として、シニア男性を対象とした「メンズライフ講座」を継続して開催していきます。勝田団地に住まわれているウクライナ避難民への支援を行っている横浜市国際交流協会と連携し、令和5年度は地域ケアプラザの施設を利用し、ウクライナ避難民への日本語講座を共催しました。今後は仲町台地区センター、横浜市国際交流協会と連携することでウクライナ文化、料理の講座などウクライナ避難民の方が主体となった地域活動への参加を目指すとともに多世代交流の機会を創出していきます。



〈メンズライフ講座〉



〈日本語教室の様子〉

- 2 担当エリア内にあるNPO法人や民間企業、民間事業者に聞き取りを行い、講座開催の協力依頼などを行うなかで、それぞれの企業等の状況把握に努め、生活支援サービスなどの社会資源につながる仕組みを検討していきます。新栄地域ケアプラザの近隣にあるコンビニエンスストアでは、講座の募集チラシや広報誌の掲示協力だけではなく、体調や様子が気になる方がお店を利用された際には地域ケアプラザへご連絡をくださいます。勝田茅ヶ崎地区では、「NPO法人ロクマル」と、シニア男性の社会参加を、パン作りを通して目指す講座を共催し、都筑区内全域で「パンじいちゃん」として令和6年10月現在、10名がコミュニティカフェの開催や地域でのお祭りやイベントに参加し活動されています。引き続き活動の支援を進めていきます。

## ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- 1 地域ケアプラザ運営協議会等、定例の会議以外に地域住民と情報交換をする機会を意識的に設け、情報共有と関係性の構築を通じて、地域住民が必要とする取組が行えるように支援していきます。自治会町内会加入率の低い地区をはじめ、介護サービスだけでなく、社会参加の重要性や地域のつながりづくりの大事さを協議し、身近な地域で支えあえる共生社会の実現にむけて取り組んでいきます。
- 2 関係団体、自主サークル等と良好な関係を構築し、それぞれの団体等が抱えている課題やニーズなどの情報を聞き出すことで、状況把握に努めるとともに、それぞれの活動の継続やさ

らなる活動の広がりの可能性を常に検討し、必要な支援を行っていきます。

- 3 6 職種会議や地域ケアプラザ地域支援会議の機会を通じて、各町別の地域アセスメントシートを作成し、それぞれの町の特性や地域活動等についての状況を把握した上で目標を設定し、計画的に地域活動の継続や発展、さらにはこれまでにない生活支援サービス等の創出につなげます。
- 4 勝田団地の住民とともに立ち上げから関わり、平成 31 年 1 月より活動が開始した買い物代行等の支援を行うボランティア団体「おたがいさま会」については、担い手の活動支援に留まらず、利用者の仲介等、地域ケアプラザ全体として、職種を超えた後方支援を行っており、引き続き会の発展に向けた支援に努めていきます。また、男性を対象としたメンズライフ講座の参加者など新しく地域での活動に興味を持たれた方がスムーズに地域デビューの機会が図れるよう、例えば既存のボランティア団体等とのつながり作りや、参加者同士での新たな活動団体の創出などを視野に支援を継続していきます。

## エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者のニーズに対し、適切なタイミングで地域の社会資源につなぐことができるよう地域ケアプラザに属する全職種で地域の社会資源の情報の把握に努めます。
- 2 高齢者がヨコハマ地域活動・検索ナビを活用し、自ら地域活動の情報を調べることができるよう、わかりやすい利用手順書を作成し利用説明会の開催や地域での広報活動を行います。
- 3 民生委員児童委員協議会やシニアクラブの定例会、コミュニティカフェなどの様々な地域活動に参加し、常に地域の最新の社会資源の情報を提供することで、個々のニーズに対し直接マッチングの支援を行うだけでなく、参加している住民が地域活動に参加していない住民に対し情報提供できる機会を創出します。
- 4 地域活動団体同士の横の繋がり作りを行い、住民同士のマッチングの支援へとつなぎます。具体的には他団体への見学の提案や交流会を行うことで、運営者同士、参加者同士が顔の見える関係性をつくることで、住民同士で他の活動へ誘いやすい、参加しやすい地域作りを目指します。

## (4) 地域包括支援センター運営事業

### ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者、子ども、障害者、生活困窮者等の対象を問わず、地域の身近な窓口としてご相談に応じています。当事者・家族・地域の状況に応じて、訪問を行う等、迅速に対応していきます。

- 2 区役所やケアマネジャー、地域の保健福祉関係者（民生委員等）と連携して、適切な支援を行います。また、地域ケア会議等を通して、地域におけるネットワーク構築を図り、地域のニーズ把握、課題解決に努めていきます。
- 3 地域ケアプラザの特性を活かし、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、生活援助員派遣事業担当者と連携するほか、適切な窓口への連絡調整等、個別の事情に応じた支援を提供していきます。
- 4 担当地域で実施されている高齢者サロン等の事業に出向き、ニーズ把握・情報共有を行う他、地域ケアプラザから遠方の地域では出張相談を行い、より身近な場所での相談機会を提供していきます。

## イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 広報や地域活動への参加を通し、認知症に関する相談窓口として、地域包括支援センターの周知を行います。また、「都筑区認知症高齢者等 SOS ネットワーク」の周知を行うとともに、徘徊発生時の発見協力機関として、認知症高齢者の発見・保護に取り組んでいきます。
- 2 地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、地区センター、コミュニティハウス、NPO法人を対象とした認知症サポーター養成講座を実施しました。また、中学校で福祉学習の一環として講座を実施し、早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう努めました。今後も講座の実施を通して、地域のキャラバンメイトと連携する他、より幅広い世代への周知・啓発を目指して展開していきます。
- 3 認知症となりうる対象者の早期発見、早期対応を目指し、区役所、医療機関、介護保険事業所と情報共有を行い、必要に応じて認知症初期集中支援チームの活用を図る等、適切な医療との連携に努めていきます。
- 4 認知症の人や家族の希望や困りごとなどの声をもとに、その実現や解決に向けた取組を、地域住民や団体、企業、関係機関等が連携して進める「チームオレンジ」の取組を進めていきます。地域の福祉保健活動団体や活動グループを対象とした、認知症の理解啓発や認知症サポーター養成講座等を実施し、団体ごとに行っている当事者との日頃の関わり等を共有できる仕組みを検討していきます。また、活動を通して、当事者が他者と交流しながら社会参加できる場を増やすことを目指していきます。



〈認知症サポーター養成講座〉  
グループワークの様子



## ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者等の虐待や権利擁護に関しては、区役所と十分連携をとりながら問題解決に当たることができるように、専門職とも連携して、専門的・継続的な視点から支援していきます。
- 2 高齢者虐待の未然防止、早期発見のため、介護者のつどい（令和6年度からは対象者を全てのケアラーへ拡大し、ケアラーズ・サークルとして運営）を継続的に実施していきます。今後も茶話会や各種勉強会を通して、介護者支援に努めていきます。
- 3 高齢者虐待が確認された場合には、区役所、介護保険事業所、医療機関等、関係機関で連携を取り、迅速な対応を行います。また、被虐待者だけでなく虐待者（養護者）への支援にも取り組んでいきます。
- 4 成年後見制度等の利用に関しては、行政書士・司法書士等の専門職と連携しながら地域ケアプラザでの講座や無料相談会を開催し、支援に努めていきます。また、障害者の権利擁護についても、「親なき後」をテーマとした講座を実施する等、啓発活動に努めていきます。



〈相続・成年後見制度講座〉



〈親なき後に備えるライフプラン講座〉  
～家計管理編～

- 5 都筑区版エンディングノート「わたしのみちしるべ」や「もしバナゲーム」を活用し、分かりやすい終活講座を実施し、権利擁護に関する啓発活動を継続していきます。
- 6 「消費者被害防止」については、地域ケアプラザを会場として行う講座だけではなく、自治会町内会で行われる地域活動や行事等に足を運び、出張講座や啓発チラシ等の配布、消費生活推進員との協働による啓発講座など様々な方法を取り入れて、誰にでもわかりやすく周知していきます。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### ■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 1 地域のネットワークづくりのため、定期的に民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応に努めています。また、民生委員・児童委員とケアマネジャー交流会を開催しネットワークづくりを支援していきます。

- 2 区役所や専門家等を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを図るとともに、安心して相談できる場の提供に努めます。
- 3 ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討していきます。
- 4 区役所と区内地域包括支援センター合同で、新任ケアマネジャー向けの研修を行い、継続的に個別支援、サポートをしていきます。

#### ■在宅医療・介護連携推進事業

- 1 在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、医療と介護の連携を意識したケアマネジャー支援に努めます。
- 2 協力医と協働し、ケアマネジャーと多職種との連携の場として「しんちゃんの輪」を開催しています。「しんちゃんの輪」は年間2回開催し、医療と介護の専門職がお互いの連携方法や疾病や薬について情報を交換、共有しています。今後も実施を継続し、多職種の連携強化を図っていきます。
- 3 区内や隣区の急性期・回復期病院と都筑医療相談室との協働による情報交換会を開催しています。また、「ケアマネジャーと病院の連携シート」は入退院時などの連携ツールとして活用されており、今後も毎年更新のうえ配布します。

### オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別レベルの地域ケア会議（年2～3回程度）を積み重ねていく中で、地域の課題を抽出し、民生委員・児童委員、地域の関係者、警察、消防、保健医療福祉関係者等で、地域課題の共有や解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議を行います。

令和4年度の地域ケア会議をきっかけに、出張相談所の立ち上げに繋がった事例を踏まえ、地域ケア会議で共有された課題については、地域の関係者や関係団体、区役所、都筑区社会福祉協議会等と協力して、地域の皆様とともに解決に向けて取り組んでいきます。

また、協議内容に応じて、生活支援体制整備事業の会議（協議体）との連携を視野に検討を進めていきます。

### カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

#### 1 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客さまが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切に、きめ細やかな対応をしています。

### (1) 人員の確保、育成

地域ニーズに適合した人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及び定期研修を年1回以上実施します。

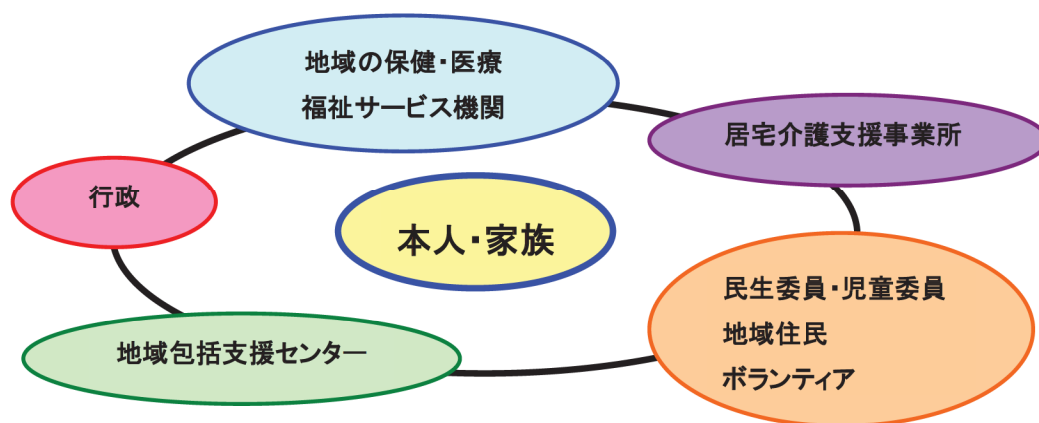
### (2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防ケアプランを作成します。

### (3) 居宅介護支援事業所との連携強化

お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防ケアプランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行います。

関係機関との連携図



## キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

### 1 運営方針

横浜市の総合事業の目的「高齢者が要支援・要介護になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う」「高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる、地域づくりを行う」ことを目指し、区役所や都筑区社会福祉協議会、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターとともに協働体制で取り組んでいきます。

## 2 介護予防普及啓発

- (1) フレイル（加齢による衰え）対策や社会参加による介護予防の取組ができるよう、「ロコモ（運動器の状態の低下）予防」「口腔機能向上」「栄養改善」に関する介護予防講座を開催します。
- (2) 既存の活動や老人会等を活用し、人々が集まりやすい場所での、介護予防普及啓発を図るとともに、地域ケアプラザから遠い地域の方々が参加できるよう、出張講座を企画・実施していきます。
- (3) 地域の方々の声に真摯に耳を傾け、言葉にできない真のニーズをつかみ、それに応えることで、閉じこもり予防や、外出機会の少ない人が出かけたくなる、魅力的な場の設定ができるように取り組んでいきます。
- (4) 区役所、都筑区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関、学校、企業等と連携し、介護予防の必要性の普及、啓発に取り組めます。
- (5) 地域で活動する人材が増え、地域全体の介護予防活動が活性化するように、介護予防ボランティアを育成し、体力測定会や介護予防事業などの活躍の場を設け、スキルアップを図っていきます。



＜勝田南会館でのフレイル予防講座＞



＜歯科医師によるフレイル予防講座＞

## 3 地域介護予防活動支援

- (1) 既存の元気づくりステーションや介護予防に資する自主グループのもとに定期的に赴き、介護予防ボランティアとともに、体力測定会の実施や、地域リハビリテーション活動支援事業を活用し参加者のモチベーションを高めることで、グループ活動の活性化を図っています。
- (2) 6か所の元気づくりステーションと地域ケアプラザが交流を持つことにより、グループの活性化や、参加者のモチベーションアップ、活動の相互支援を目指していきます。
- (3) 体力のない方や地域に不慣れな方でも参加できるグループの発掘や、活動支援を行って、多様な参加ニーズに見合ったグループ活動を支援していきます。





＜AI 歩行解析の結果＞



＜地域リハビリテーション活動支援事業活用の様子＞

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 「つづき あい」（地域福祉保健計画）を通じて、地域の関係団体との連携を密にし、課題の解決に努めています。今後も支えあい連絡会を通して、勝田茅ヶ崎地区および新栄早瀬地区の要援護者支援が実現できるよう関係機関と協働し支援していきます。また、かちだ地区については、地域の事業所や団地の管理受託会社と連携し「かちだ地区おもしろネットワーク」が機能し続けるよう支援していきます。MGCRS地区については、連合自治会町内会、地区社会福祉協議会、地域交流活動推進協議会の定例会および活動に参加することにより、既存のネットワークから地域包括支援の輪に結び付けられるように情報提供していきます。
- 2 エリア内のケアマネジャーや介護保険サービス事業所の連絡会を開催し、参加者同士の理解を深め、参加者と地域の関係団体とのつながりも強化できるよう支援していきます。
- 3 協力医来所時に「しんちゃんの手」を開催し、医療、福祉の顔の見える関係から連携強化に努めています。
- 4 個別事例の地域ケア会議では、多職種での専門的視点を活用して地域課題の洗い出しや解決方法の検討を行っています。一例として、高齢者の多い勝田団地での事例を検討し、コンビニエンスストアオーナーや団地の管理受託会社も交えた会議を行い、その後の支援につなげていきました。今後については、生活支援体制整備事業が行う「生活課題の会議」（協議体）と共催することで、より具体的な地域活動へつながるよう展開していきます。
- 5 都筑区居宅介護支援事業者等連絡会「ケアネットつづき」の後方支援や共催事業を通じて、区域での事業所とのネットワーク構築に努めています。
- 6 区役所と地域包括支援センターが協働で区内の居宅介護支援事業所を対象に「主任ケアマネジャー連絡会」を平成 27 年度より開催しています。引き続き地域包括ケアシステムの構築に向け、区内ケアマネジャーの資質の向上だけでなく、地域資源の調査・開発に取り組み

ます。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

### 1 運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するため、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めています。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応をしていきます。

また、特定事業所として、お客さまの相談に随時対応できるよう 24 時間連絡が取れる体制をとっていきます。

#### (1) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じ、希望に沿った生活が送れるよう適切なサービス提供に努めていきます。

- ・ 自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・ 認知症支援
- ・ 医療連携
- ・ 自己実現（QOLの向上）
- ・ 家族支援（レスパイトケア）

#### (2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

#### (3) サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客さまやご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めています。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を年 1 回以上実施しています。
- ウ 定期的に、法人本部にてケアマネジャー専門職会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいます。
- エ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、テーマ

別の勉強会を行っています。

オ 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めています。

カ 「ケアネットつづき」のケアマネ部会に定期的に参加し、地域の情報収集や学習の機会とし、資質向上と地域連携に努めています。

#### (4) 他の居宅介護支援事業所との連携

地域ケアプラザ内における居宅介護支援事業所であることを踏まえ、特定事業所として、近隣の居宅介護支援事業所と連携を図り、事例検討会等の研修を開催しています。

### (6) 通所介護等通所系サービス事業

**\* 加賀原地域ケアプラザ、葛が谷地域ケアプラザ、新栄地域ケアプラザのみ記載**

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

#### 1 運営方針

##### (1) わかりやすい事業呼称

通所介護や認知症対応型通所介護という名称はサービスの内容がイメージしにくいいため、地域ケアプラザでは誰にでもわかりやすい「デイサービス せきれい」「認知デイ せせらぎ」という呼称にし、わかりやすく広報をしていきます。

##### (2) 「お客さまに信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたっていきます。

##### (3) 在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援のひとつとして、個々の生活状態に合わせた個別機能訓練を行っています。

##### (4) サービスの質及び職員の資質向上

サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいます。法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。

また、ドライバーには安全運転研修を実施していきます。

#### 2 サービスメニューについて

(1) 毎月記録書を発行し、お客さま・ご家族へ写真付きで報告しており、ご希望される場合は、ご利用時の写真の提供をします。

(2) 季節の行事を取り入れたレクリエーションや機能訓練を兼ねたレクリエーションを実施

しており、楽しみながら介護予防につながる工夫をしています。

- (3) 午前中は、自宅のような雰囲気ですくすく過ごすこともできますが、書道や工作・折り紙のグループや脳トレのグループがあり、手を動かすことにより脳の活性化を図ります。また、生け花については、ボランティアの講師を依頼して希望に応じて各人で参加し、趣味活動を広げ楽しみながらデイサービスに通える工夫をしています。また集団での脳トレトレーニングを行い、お客さま同士のコミュニケーションを図りながら、脳力向上を図っていきます。
- (4) 環境にも恵まれた立地にあるため、お客さまに緑道の四季折々の風景に触れていただきます。
- (5) 地域にある保育園の園児の訪問や、小学生、中学生、高校生の訪問もあり異世代交流を楽しむ機会となっています。また、貸館登録団体による活動の披露もあり、訪問も多く、人と人とのふれあいの場として交流を楽しんでいただきます。
- (6) 通信カラオケを導入し、好きな歌を楽しめる機会を提供しています。またスタッフによるピアノの生伴奏で心身の健康維持に効果が得られるなど、工夫します。
- (7) 食事はお客さまの大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザでは栄養バランスだけではなく、季節感を大切にしたいメニューや食材選び、味付け等を行い、お客さまに楽しんで召し上がっていただけるような食事の提供に努めています。また、毎月「お弁当の日 わくわくメニュー♪」と題し、松花堂弁当形式で提供する日を設け、お客さまに変化に富んだ食事を楽しんでいただけるように工夫に努めます。

## **6 収支計画及び指定管理料**

### **(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について**

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客さまのニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出します。

#### **1 収支計画**

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出します。

#### **2 利用者サービスのための経費**

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。



## (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

### 1 利用料金の収支の活用

|                           |                                                                                                                           |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 自主企画事業                 | <p>ア 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収</p> <p>イ 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用</p>                                |
| 2) 通所介護<br>認知症対応型<br>通所介護 | <p>ア 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当</p> <p>イ 材料費等をご負担いただくことで、お客さまの希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を実施</p> |

### 2 運営費等を低額に抑える工夫

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 組織的な取組   | <p>ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全職員へコスト意識の徹底</p> <p>イ 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制</p> <p>ウ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減</p> <p>エ 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減</p> <p>オ 法人として、DX推進のためのロードマップを作成し、事務の効率化・ペーパーレス化、生産性の向上</p> |
| 2) 事務の効率化   | <p>ア 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担</p> <p>イ DX推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化</p>                                                                                                                                                 |
| 3) 環境への配慮   | <p>ア 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施</p> <p>イ 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（予定）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合機導入し不要な印刷による紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減</p>                                                                                                              |
| 4) 省エネルギー対策 | <p>ア 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減</p> <p>イ 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減</p> <p>ウ 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約</p>                                                                 |

**指定管理料提案書**  
(横浜市新栄地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書  
(1) 地域ケアプラザ運営事業

| 項目       |                 | 積算根拠                                                        | 団体本部<br>経費<br>の含有 | 金額          |             |             |             |             |
|----------|-----------------|-------------------------------------------------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|          |                 |                                                             |                   | 令和8年度       | 令和9年度       | 令和10年度      | 令和11年度      | 令和12年度      |
| 人件費      | 賃金水準<br>スライド対象  | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域活動交流Co<br>・サブCo等  | □                 | 12,780,539円 | 12,751,632円 | 12,925,055円 | 13,100,840円 | 13,279,007円 |
|          | 賃金水準<br>スライド対象外 | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象外人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域活動交流Co<br>・サブCo等 | □                 | 272,893円    | 272,893円    | 272,893円    | 272,893円    | 272,893円    |
| 事業費      |                 | ・自主事業に係る経費(材料費、<br>講師謝金等)                                   | □                 | 1,011,461円  | 1,025,217円  | 1,039,160円  | 1,053,292円  | 1,067,617円  |
| 事務費      |                 | 備品購入費、旅費交通費、研修<br>費、通信運搬費、印刷製本費、事<br>務消耗品費 等                | □                 | 2,813,694円  | 2,851,960円  | 2,890,747円  | 2,930,061円  | 2,969,910円  |
| 管理費      |                 | ・管理費<br>・施設維持管理費<br>(各種保守点検費)                               | □                 | 7,196,416円  | 7,294,287円  | 7,393,490円  | 7,494,041円  | 7,595,960円  |
| 小破修繕費    |                 | ・小破修繕費 474,000円                                             |                   | 474,000円    | 474,000円    | 474,000円    | 474,000円    | 474,000円    |
| 利用料金の活用  |                 | <介護保険収入等を充当する場<br>合は記載してください。>                              |                   | 0円          | 0円          | 0円          | 0円          | 0円          |
| 施設使用料相当額 |                 |                                                             |                   | -1,776,000円 | -1,776,000円 | -1,776,000円 | -1,776,000円 | -1,776,000円 |
| 合計       |                 |                                                             |                   | 22,773,003円 | 22,893,989円 | 23,219,345円 | 23,549,127円 | 23,883,387円 |
| うち団体本部経費 |                 |                                                             |                   | 0円          | 0円          | 0円          | 0円          | 0円          |

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (2) 地域包括支援センター運営事業

| 項目          |                 | 積算根拠                                                   | 団体本部<br>経費<br>の含有 | 金額          |             |             |             |             |
|-------------|-----------------|--------------------------------------------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|             |                 |                                                        |                   | 令和8年度       | 令和9年度       | 令和10年度      | 令和11年度      | 令和12年度      |
| 人<br>件<br>費 | 賃金水準<br>スライド対象  | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域包括支援センター職員等  | □                 | 26,800,870円 | 27,165,363円 | 27,534,810円 | 27,909,285円 | 28,288,851円 |
|             | 賃金水準<br>スライド対象外 | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象外人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域包括支援センター職員等 | □                 | 832,239円    | 832,239円    | 832,239円    | 832,239円    | 832,239円    |
| 事業費         |                 | ・自主事業に係る経費(材料費、<br>講師謝金等)                              | □                 | 172,366円    | 174,710円    | 177,086円    | 179,495円    | 181,936円    |
| 事務費         |                 | 備品購入費、旅費交通費、研修<br>費、通信運搬費、印刷製本費、事<br>務消耗品費 等           | □                 | 1,720,169円  | 1,743,563円  | 1,767,276円  | 1,791,311円  | 1,815,673円  |
| 管理費         |                 | ・管理費<br>・施設維持管理費<br>(各種保守点検費)                          | □                 | 1,912,967円  | 1,938,983円  | 1,965,354円  | 1,992,082円  | 2,019,175円  |
| 小破修繕費       |                 | ・小破修繕費 126,000円                                        |                   | 126,000円    | 126,000円    | 126,000円    | 126,000円    | 126,000円    |
| 協力医         |                 | ・協力医 630,000円                                          |                   | 630,000円    | 630,000円    | 630,000円    | 630,000円    | 630,000円    |
| 利用料金の活用     |                 | <介護保険収入等を充当する場<br>合は記載してください。>                         |                   | 0円          | 0円          | 0円          | -427,412円   | -860,874円   |
| 合計          |                 |                                                        |                   | 32,194,611円 | 32,610,858円 | 33,032,765円 | 33,033,000円 | 33,033,000円 |
| うち団体本部経費    |                 |                                                        |                   | 0円          | 0円          | 0円          | 0円          | 0円          |

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (3) 生活支援体制整備事業

| 項目          |                 | 積算根拠                                         | 団体本部<br>経費<br>の含有        | 金額                                                                    |            |            |            |            |
|-------------|-----------------|----------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------|------------|------------|------------|
|             |                 |                                              |                          | 令和8年度                                                                 | 令和9年度      | 令和10年度     | 令和11年度     | 令和12年度     |
| 人<br>件<br>費 | 賃金水準<br>スライド対象  | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象人件費<br>・生活支援Co             | <input type="checkbox"/> | 個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。<br>(合計額から逆算されることを防ぐため、事業費及び事務費も非公表とします。) |            |            |            |            |
|             | 賃金水準<br>スライド対象外 | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象外人件費<br>・生活支援Co            | <input type="checkbox"/> |                                                                       |            |            |            |            |
| 事業費         |                 | ・白主事業に係る経費(材料費、<br>講師謝金等)                    | <input type="checkbox"/> |                                                                       |            |            |            |            |
| 事務費         |                 | 備品購入費、旅費交通費、研修<br>費、通信運搬費、印刷製本費、事<br>務消耗品費 等 | <input type="checkbox"/> |                                                                       |            |            |            |            |
| 利用料金の活用     |                 | <介護保険収入等を充当する場<br>合は記載してください。>               |                          | -58,470円                                                              | -139,847円  | -222,331円  | -305,936円  | -390,679円  |
| 合計          |                 |                                              |                          | 6,185,000円                                                            | 6,185,000円 | 6,185,000円 | 6,185,000円 | 6,185,000円 |
| うち団体本部経費    |                 |                                              |                          | 0円                                                                    | 0円         | 0円         | 0円         | 0円         |

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

## (4) 一般介護予防事業

| 項目       |  | 積算根拠          | 団体本部<br>経費<br>の含有        | 金額       |          |          |          |          |
|----------|--|---------------|--------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |  |               |                          | 令和8年度    | 令和9年度    | 令和10年度   | 令和11年度   | 令和12年度   |
| 事業費      |  | 一般介護予防事業に係る経費 | <input type="checkbox"/> | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 |
| 合計       |  |               |                          | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 |
| うち団体本部経費 |  |               |                          | 0円       | 0円       | 0円       | 0円       | 0円       |



**収支予算書**  
**(横浜市新栄地域ケアプラザ)**

| 項目 |                  |                              | 令和8年度        | 令和9年度        | 令和10年度       | 令和11年度       | 令和12年度       |
|----|------------------|------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 収入 | 横浜市<br>支払<br>想定額 | 地域ケアプラザ<br>運営事業              | 22,773,003円  | 22,893,989円  | 23,219,345円  | 23,549,127円  | 23,883,387円  |
|    |                  | 地域包括支援<br>センター運営事業           | 32,194,611円  | 32,610,858円  | 33,032,765円  | 33,033,000円  | 33,033,000円  |
|    |                  | 生活支援<br>体制整備事業               | 6,185,000円   | 6,185,000円   | 6,185,000円   | 6,185,000円   | 6,185,000円   |
|    |                  | 一般介護予防<br>事業                 | 154,000円     | 154,000円     | 154,000円     | 154,000円     | 154,000円     |
|    |                  |                              | 61,306,614円  | 61,843,847円  | 62,591,110円  | 62,921,127円  | 63,255,387円  |
|    | 介護保険<br>事業収入     | 介護予防支援事業<br>・第1号介護予防支<br>援事業 | 19,541,048円  | 19,806,806円  | 20,076,179円  | 20,349,215円  | 20,625,964円  |
|    |                  | 居宅介護支援事業                     | 25,441,547円  | 25,787,552円  | 26,138,263円  | 26,493,743円  | 26,854,058円  |
|    |                  | 通所系<br>サービス事業                | 125,076,100円 | 126,777,135円 | 128,501,304円 | 130,248,922円 | 132,020,307円 |
|    |                  |                              | 170,058,695円 | 172,371,493円 | 174,715,746円 | 177,091,880円 | 179,500,329円 |
|    | その他収入            |                              | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           |
|    |                  |                              | 231,365,309円 | 234,215,340円 | 237,306,856円 | 240,013,007円 | 242,755,716円 |
| 支出 | 内訳               | 人件費                          | 167,255,326円 | 169,529,998円 | 171,835,606円 | 174,172,570円 | 176,541,317円 |
|    |                  | 事業費                          | 12,052,722円  | 12,216,639円  | 12,382,785円  | 12,551,191円  | 12,721,887円  |
|    |                  | 事務費                          | 23,390,951円  | 23,709,068円  | 24,031,511円  | 24,358,340円  | 24,689,613円  |
|    |                  | 管理費                          | 16,870,537円  | 17,099,976円  | 17,332,536円  | 17,568,258円  | 17,807,187円  |
|    |                  | その他                          | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           |
|    |                  |                              | 219,569,536円 | 222,555,681円 | 225,582,438円 | 228,650,359円 | 231,760,004円 |
|    |                  | うち団体本部経費                     | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           |
| 収支 |                  |                              | 11,795,773円  | 11,659,659円  | 11,724,418円  | 11,362,648円  | 10,995,712円  |

### 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市新栄地域ケアプラザ)

## 1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

|                 |        | 令和8年度                        | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   | 個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。 |         |         |         |         |
|                 | 配置予定人数 | 0.1250人                      | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 |

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

|                 |   | 令和8年度  | 令和9年度                        | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |         |
|-----------------|---|--------|------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 |   | 基礎単価   | 個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。 |         |         |         |         |
|                 |   | 配置予定人数 | 1.0000人                      | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 |
| 臨時<br>雇用<br>職員等 | ① | 基礎単価   | 個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。 |         |         |         |         |
|                 |   | 配置予定人数 | 7.0000人                      | 7.0000人 | 7.0000人 | 7.0000人 | 7.0000人 |
|                 | ② | 基礎単価   |                              |         |         |         |         |
|                 |   | 配置予定人数 | 0.0000人                      | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
|                 | ③ | 基礎単価   |                              |         |         |         |         |
|                 |   | 配置予定人数 | 0.0000人                      | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |

## 2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

|                 |        | 令和8年度                        | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   | 個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。 |         |         |         |         |
|                 | 配置予定人数 | 0.3750人                      | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 |

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

地域マネジメントセンター

|         |   |        | 令和8年度                        | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|---------|---|--------|------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 正規雇用職員等 |   | 基礎単価   | 個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。 |         |         |         |         |
|         |   | 配置予定人数 | 4.0000人                      | 4.0000人 | 4.0000人 | 4.0000人 | 4.0000人 |
| 臨時雇用職員等 | ① | 基礎単価   | 個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。 |         |         |         |         |
|         |   | 配置予定人数 | 1.0000人                      | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 |
|         | ② | 基礎単価   |                              |         |         |         |         |
|         |   | 配置予定人数 | 0.0000人                      | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
|         | ③ | 基礎単価   |                              |         |         |         |         |
|         |   | 配置予定人数 | 0.0000人                      | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |

## 3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

|                 |        | 令和8年度                        | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   | 個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。 |         |         |         |         |
|                 | 配置予定人数 | 1.0000人                      | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 |

## 4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

## 団体の概要

(令和 6 年 12 月 27 日現在)

|                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |                   |                   |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| (ふりがな)<br>団体名                                | ( しゅかいふくしほうじんよこはましふくしサービスきょうかい )<br>社会福祉法人横浜市福祉サービス協会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |                   |                   |
| 共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |                   |                   |
| (ふりがな)<br>名称                                 | ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                   |                   |                   |
| 所在地                                          | 〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目 31 番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                   |                   |                   |
| 設立年月日                                        | 平成 9 年 1 月 14 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |                   |                   |
| 沿革                                           | 前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和 59 年 12 月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成 9 年 1 月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和 6 年 12 月には法人設立から 40 周年を迎えました。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |                   |                   |
| 事業内容等                                        | <p>当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21 館）や特別養護老人ホーム（5 施設）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客である市民の皆様一人ひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。</p> <p>①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第 1 号訪問事業 ⑲第 1 号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉕計画相談支援 ㉖在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉗地域ケアプラザの受託運営 ㉘養護老人ホームの受託運営 ㉙高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉚福祉用具・用品販売</p> |                   |                   |                   |
| 財務状況<br>※直近 3 か年の事業年度分                       | 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 令和 3 年度           | 令和 4 年度           | 令和 5 年度           |
|                                              | 総収入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 13, 235, 866, 425 | 13, 532, 507, 859 | 13, 712, 032, 341 |
|                                              | 総支出                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 13, 056, 105, 675 | 13, 306, 223, 095 | 13, 433, 525, 138 |
|                                              | 当期収支差額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 179, 760, 750     | 226, 284, 764     | 278, 507, 203     |
|                                              | 次期繰越収支差額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 3, 308, 281, 592  | 3, 759, 649, 724  | 3, 707, 066, 633  |

|       |                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------|
| 連絡担当者 | <div data-bbox="433 237 813 325">個人情報のため、非公表とします。</div> |
| 特記事項  |                                                         |